

認知症対応型共同生活介護 グループホーム「能羅坊」利用料金表

① 基本料金（介護保険1日あたりの一部負担金）

介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。

要介護1	752円
要介護2	787円
要介護3	811円
要介護4	827円
要介護5	844円

*入居後、個別に上記料金以外に、加算等がつきます。

*上記料金は1割です。2割・3割の方もいます。介護保険負担割合証の確認をお願いします。

加算等

加算名等	1割負担金	算定要件
初期加算 (該当者のみ加算)	30円	入居後30日間限り算定 1ヶ月以上入院した後。退院して再入居する場合も算定 その入居者のみに算定
サービス提供体制強化 加算Ⅲ	6円	直接介護する職員のうち、7年以上勤務する者が30%以上配置されている
若年性認知症利用者受入 加算(該当者のみ加算)	120円	若年性認知症利用者に対して介護を行った場合、その利用者の方に算定
利用者(入居者)の入院期間の体制 (該当者のみ加算)	246円	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1ヶ月の6日を限度として算定
医療連携体制加算Ⅰ	39円	日常的な健康管理、医療ニーズが必要になった場合の体制整備に対して算定
看取り介護加算 (注1) (該当者のみ加算)	72円 144円 680円 1,280円	死亡日45～31日前 死亡日30～4日前 死亡日前々日、前日 死亡日
介護職員処遇改善加算Ⅱ (注2)	月合計金額の8.1%	各取り組み等、キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件をすべて満たす対象事業者
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (注2)	月合計金額の2.3%	現行加算(Ⅰ)～(Ⅲ)までのいずれかを加算していること 職場環境等要件を満たしていること
介護職員等ベースアップ等 支援加算	月合計金額の2.3%	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の要件を満たしていること

注1) 当グループホームを退居等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、入居者側にとっては、当グループホームに入居していない月についても前月分の看取り介護加算に係る一部自己負担を請求されることがあります。

注2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ・介護職員特定処遇改善加算Ⅱを加えた合計金額に負担割合証に応じた負担割合が入居者負担となります。

② 家賃 1ヶ月あたり 50,000円

(入院中は退居に該当しないので既定の家賃は発生します。退居期間においては日割り計算で家賃を減免させることがあります。)

(入居者が先に退居し、荷物が置いてある期間中も日割り計算で家賃は発生します。)

③ 給食材料費 1日あたり 1,100円

(朝食 250円・昼食 350円・おやつ 100円・夕食 400円)

④ 水道光熱費 1日あたり 500円

⑤ 消耗品費 1日あたり 100円

(トイレトペーパー10円・ハンドソープ10円・マットクリーニング代10円
ボディークリーム代12円・浴槽清掃用品9円・台所用品13円・リネン代16円
レクレーション材料費20円)

⑥ その他経費 1ヶ月あたり 5,000円

(ボイラー点検費30円・浄化槽点検費38円・エレベーター点検費38円
外部メンテナンス費22円・内部メンテナンス費32円)

⑦ その他の費用負担

理容代 1500円

オムツ代 使用した枚数(退居時は枚数を精算します)

当グループホームの物品を破損した場合 実費

三雅(日用品購入代金) 実費(購入後の返却はできません)

⑧ 普門院診療所からの訪問診療・訪問看護

普門院診療所への入院・外来受診・薬処方・各処置・各検査はすべて医療保険(後期高齢者)から請求されます。

(能羅坊での褥瘡処置や緊急での点滴・薬・各処置も医療保険(後期高齢者)として請求されます。)

*能羅坊・普門院診療所・三雅(日用品)の請求書の発行となります。

*グループホーム能羅坊は入居利用料金の特例減額措置対象の施設ではありません。

*インターネットは使用できません。